

日之影町子ども読書活動推進計画



令和2年3月

日之影町教育委員会

目次

はじめに 1

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的 2
- 2 基本方針 2
 - (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進
 - (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
 - (3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発
- 3 計画の期間 3

第3章 子どもの読書活動推進の方策

- 1 家庭 3
 - (1) 役割
 - (2) 具体的な取組
- 2 地域 4
 - (1) 役割
 - ① 町立図書館等
 - ② ボランティア・民間団体等
 - (2) 具体的な取組
 - ① 町立図書館等
 - ② ボランティア・民間団体等
- 3 学校等 5
 - (1) 役割
 - ① 幼稚園・保育所(園)
 - ② 小・中学校及び子ども教室等
 - (2) 具体的な取組
 - ① 幼稚園・保育所(園)
 - ② 小・中学校
 - ③ 子ども教室等

4 方策の推進に必要な事項 6

(1) 推進体制の整備

(2) 啓発・広報の推進

■ 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

日之影町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

はじめに

すばらしい本との出会いは、人生を豊かにします。

子どもにとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。

また、読書習慣を大人になってももち続け、生涯にわたって読書に親しみ、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな生き方につなげていく「生涯読書活動」の基盤をつくる上でも大切であると言えます。

しかしながら近年では、インターネットやスマートフォンといった、様々な情報メディアの発達普及により子どもの生活習慣が変化し、さらに、幼児期からの読書習慣の未形成により、子どもの活字離れ・読書離れが指摘されています。

このため、国は平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月に第二次、平成25年5月に第三次、そして、平成30年4月に第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

これを受け県は、平成16年3月に「宮崎県こども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成28年7月に「日本一の読書県」を目指した総合推進事業を開始し、平成30年4月に「宮崎県生涯読書推進計画」を策定し、「宮崎県こども読書活動推進計画」を兼ねるものとなりました。

このような流れの中、日之影町におきましても、子どもたちが読書に親しむことにより、豊かな感性をもった健やかな子どもに成長することを願って、「日之影町こども読書活動推進計画」を策定することとしました。

今後は、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、家庭・地域・学校等関係機関との連携を図り、本計画の各種施策を展開し、子どもの読書活動を推進してまいります。

令和2年3月
日之影町教育委員会

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めるとあり、本計画は、法の理念に基づき本町における子どもの読書活動推進の環境を整備し、計画的な施策の推進を図ることを目的とします。

2 基本方針

県は、「宮崎県生涯読書推進計画」において、基本的な考え方を次のように示し、「生涯読書活動」の推進を図っています。

- 県民が本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や、人とのつながりが広がることを支援します。
- 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージに応じたきめ細かな施策を講じます。
- 「家庭」「学校(幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校、各種学校を指す。)」 「地域・職場」「県・市町村」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。
- 「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に推進します。

また、上記の基本的な考え方に基づき、施策の柱として、次の4つを定めています。

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域・職場における読書活動の推進
- 4 県民総ぐるみによる推進体制の充実

本町におきましては、県の基本的な考え方、施策の柱を踏まえ、次の通り、基本方針を定めます。

(1) 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動に向けて、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図ることで、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げるような機会の提供を推進します。

(2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を支えるために、子どもが日常的に本と出会う場である町立図書館、学校図書館及び各種施設等における読書環境の充実を図ることで、子どもがいつでも本に触れ、親しむ体制づくりを推進します。

(3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発

町全体で、子どもの読書活動を推進する社会的気運を醸成するために、家庭・地域に対して、読書の意義や重要性について理解と関心を深める広報・啓発に努めます。

3 計画の期間 令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

第2章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭

(1) 役割

家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境を作るとともに、子どもの読書習慣を形成する役割が期待されます。このため、家庭においては読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなどの読書に親しむきっかけづくりが望まれます。

また、定期的に読書の時間を設けて習慣づけを図るなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけも望まれます。

(2) 具体的な取組

上記の(1)に示す通り、子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効です。そこで町は、

- 保護者を対象とした読書に関する講座の開催を促進します。そのために、子育て支援の一環として諸施設等で行われる読み聞かせなど、親子が本に触れ合う機会を提供することにより、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。
- 保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図ります。

2 地域

(1) 役割

① 町立図書館等

町立図書館（令和元年8月現在、まちなか図書館「中央保育園」として仮運営、令和3年4月開館予定）は子どもが本と出会い親しむことのできる場であり、子ども読書活動の中核施設としての役割があります。

② ボランティア・民間団体等

読み聞かせや図書館支援活動を行う民間団体等には、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されています。

(2) 具体的な取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためのサポート的役割を担う町立図書館やボランティア・民間団体等の活動の充実を図るため、町は、次の取組を進めます。

① 町立図書館

○ 児童図書の本質・量の充実

子どもの読書環境の整備として大切なことは、蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスの取れた蔵書構成も重要です。子どもの発達の段階に応じた選書を行い、質・量の充実を図ります。

○ よりよい読書環境の整備

誰でも利用しやすく魅力ある読書環境の整備が必要です。そのためには、書架の配置や図書の分かりやすい配架や展示、図書館や読書に関する情報の提供に努めます。また、※ブックトーク、※アニメーション、※ビブリオバトル等、お話し会やイベントといった、読書に親しむ様々な機会の提供に努めます。

※ ブックトーク：あるテーマに沿って数冊の本を取り上げ、本の楽しさや活用の可能性について紹介するもの

※ アニメーション：事前に本を読み、その内容に関するゲームを行いながら、子どもが楽しみながら本を読む力を付けていくという、スペインで生まれた読書教育法

※ ビブリオバトル：ひとりひとりが好きな本を持ち寄って書評を展開し合うゲーム

○ 学校等との連携

小学生・中学生の調べ学習授業の実施や団体貸出の活動は、町立図書館と学校等が連携で行う読書活動であるという認識のもとに、調べ学習等の学習活動がスムーズに行えるよう学校との連携を図ります。また、町立図書館等に読み聞かせて活用できる絵本を含む図書コーナーを設けるなど、図書の貸し出しや、保護者に対する啓発への支援を進めていきます。

○ 図書活動推進員の配置・拡充

町立図書館及び学校図書館の充実を図るため、図書活動推進員を配置し、今後、業務内容の状況を見て、拡充を進めます。また、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するなど、研修会等に積極的に参加し資質の向上に努めます。

○ 他図書館との連携

県立図書館や近隣市町図書館とのネットワークを構築し、情報の共有化をはじめ広く読書推進活動を展開しています。

② ボランティア・民間団体等

町立図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換や様々な分野についての検討と取組を推進します。

3 学校等

(1) 役割

① 幼稚園・保育園

乳幼児期は情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。すべての乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなど、本に触れる機会や時間を設けることが望まれます。

② 小・中学校

小・中学校においては、子どもの発達の段階に応じた適切な指導・支援により、子どもの読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣の形成が図られるよう努めることが大切です。そのためには、学校図書館の整備・充実とともに、町立図書館等の関係機関と連携を図りながら、読書指導に関する目標や指導計画を明確にしていくことが重要です。

③ 子ども教室

子ども教室においては、小学校等で培われた、子どもの読書に親しむ態度をより定着させるために、機会をとらえて、本に触れる機会を設けることが重要です。

(2) 具体的な取組

子どもの自主的な読書活動を指導する役割を担う学校等の活動の充実を図るため、町は、次の取組を進めます。

① 幼稚園・保育園

各園において、子どもが本に親しむ機会を作ることを目指して、保育士や各家庭における絵本の読み聞かせを推進します。

② 小・中学校

○ 読書活動の実態調査と課題の把握

各学校における読書活動の充実を図る一助として、アンケート等による実態調査を行うなど、町内の児童生徒の実態把握に努め、その結果を提供します。

○ 図書・資料等の整備

児童生徒の読書活動の充実を図るため、図書活動推進員と連携し、選書・学校図書館の環境整備等への支援、児童生徒が読書に興味をもつ取組を行います。

○ 読書活動の推進

各学校において、各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書活動を充実させる取組を推進します。また、児童生徒に対し、町読書感想文コンクール等、本に触れた感動を表現する機会の参加を促します。

○ 校内研修の充実

学校における子どもの読書活動推進に向けて、校長や図書主任等が中心になって、学校図書館の運営や教育活動との連携等の研修を充実させます。

○ 保護者やボランティア等との連携

各学校において、読み聞かせに PTA や読書ボランティアを招聘するなど、読書活動の推進に係る保護者やボランティアの取組に、様々な支援を行います。

③ 放課後子ども教室等

図書活動推進員や読書ボランティアによる読み聞かせや放課後子ども教室での書籍の常設など、児童が本に興味をもつ取組を計画的に実施します。

4 方策の推進に必要な事項

(1) 推進体制の整備

○ 読書活動推進に向けた設備・人材の拡充に努めます。また、町立図書館の令和3年4月開館（予定）に向けて、先進的な取組を行っている公立図書館や関係団体からの情報収集等を行うことで、子どもの読書活動推進に向けた取組の調査研究を進めていきます。

○ 家庭、地域、学校等が、上記「第2章 子どもの読書活動推進の方策」で示した取組の充実を図ることができるよう、学校・PTA・関係機関等の代表による情報交換できる場を設けることで、連携の充実を図ることに努めます。

(2) 啓発・広報の推進

○ 町や学校等の関係機関において、ホームページや各種広報誌等で、子どもの読書活動推進に関する様々な情報発信に努めます。

- 国や県が設定する「子ども読書の日」、春の「こどもの読書週間」秋の「読書週間」に合わせた読書週間行事の充実や、町読書感想文コンクールの実施など、読書活動啓発に向けた取組を実施します。

【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。